

## 令和7年第3回定例会議案説明資料

1	議案第110号 千葉市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について	..... P 2
2	議案第111号 千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	..... P 3
3	議案第112号 千葉市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について	..... P 4
4	議案第114号 千葉市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部改正について	..... P 5

**【議案第110号】**

**千葉市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について**

議案書 P 1~2

**1 趣旨**

近年、県内で連続的に鳥インフルエンザが発生し、千葉県においては、防疫作業に従事した職員の心身の負担を考慮し、特殊勤務手当の支給額を引き上げた。

今後、千葉県と合同でまん延防止のための措置を実施することも見込まれることから、県職員との処遇の均衡を考慮し、防疫作業に従事した本市職員に対し、新たに特殊勤務手当を支給できるよう、条例の一部を改正する。

**2 主な内容**

対象職員	対象となる家畜伝染病	対象となる作業	支給額
家畜伝染病のまん延防止のための作業に従事した職員	<ul style="list-style-type: none"><li>・高病原性鳥インフルエンザ</li><li>・低病原性鳥インフルエンザ</li><li>・口蹄疫</li><li>・豚熱</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・家畜のと殺</li><li>・死体の焼却・埋却</li><li>・感染が疑われる場所等の消毒</li></ul>	日額1,650円

**3 施行期日**

公布の日

**【議案第111号】**

**千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について**

議案書 P 3~6

**1 趣旨**

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正等を踏まえ、仕事と家庭生活の両立支援を強化するため、各種両立支援制度の周知、意向確認等に関する規定を新設するほか、所要の改正を行う。

**2 主な内容**

(1) 「妊娠・出産等の申出をした職員」及び「3歳未満の子を養育する職員」への周知、意向確認等に関する規定の新設

次に掲げる措置に関する規定を新設する。

ア 出生時（育児期）両立支援制度等の周知及び制度利用の意向確認

イ 子の心身の状況又は家庭の状況に起因して生じ得る職員個別の事情に応じた取扱いの意向確認及び配慮

(2) 家族等の介護が必要となった職員への周知、意向確認等に関する規定の新設

次に掲げる措置に関する規定を新設する。

ア 家族等の介護が必要となった職員への介護両立支援制度等の周知及び制度利用の意向確認

イ 40歳に達した職員への介護両立支援制度等に係る早期の情報提供

ウ 勤務環境の整備（研修実施、相談体制整備等）

**3 施行期日**

令和7年10月1日

**【議案第112号】**

**千葉市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について**

議案書 P7~16

**1 趣旨**

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、仕事と家庭生活の両立支援を強化するため、部分休業制度の拡充を行うほか、所要の改正を行う。

**2 主な内容**

現行の取得パターンに加え、1年につき10日相当の範囲内で取得することを可能とするパターンを新設し、いずれのパターンで取得するかを選択可能とする。

改正前	改正後
1日につき5時間かつ週10時間の範囲内	<p>①1日につき5時間かつ週10時間の範囲内</p> <p>②1年につき10日相当(77時間30分)の範囲内(新設)</p>

※上記のほか、勤務時間の始め又は終わりに取得することを必須とする取扱いを廃止する。

**3 施行期日**

令和7年10月1日

**【議案第114号】**

**千葉市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部改正について**

議案書 P18~19

**1 改正の趣旨**

証紙による手数料の徴収を廃止することに伴い、電子申請システム等を使用した手数料の納付につき規定の整備を行うもの。

**2 経緯・改正理由等**

**(1) 経緯**

「千葉市収入証紙条例」の廃止に伴う規定の整理を行うため「千葉市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」の一部を改正する必要が生じた。

**(2) 改正理由**

「千葉市収入証紙条例」の廃止に伴い、収入証紙に係る規定を削ることに加え、他の条例等で規定している申請等の手数料の納付の時期が、電子申請システム等を使用した場合の納付の時期と異なる場合でも電子申請システム等を使用した納付ができることとする。

**3 施行期日**

令和8年4月1日